

令和7年那審第15号

裁 決

引船A1被引台船A2衝突事件

受 審 人 a

職 名 A1船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年12月27日11時41分半僅か前
沖縄県中城湾港

2 船舶の要目

船 種	船 名	引船A1	台船A2
総 ト ン 数	19トン		
全 長	16.00メートル	46.00メートル	
機関の種類	ディーゼル機関		
出 力	1,080キロワット		

3 事実の経過

A 1 は、船体中央やや船首寄りに操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンドを備えた鋼製引船で、a 受審人が 1 人で乗り組み、船首 0.9 メートル船尾 1.1 メートルの喫水をもって、作業員 3 人を乗せ、砂約 400 トンを積載し、船首尾 1.5 メートルの等喫水となった非自航鋼製台船 A 2 をえい航索で船尾に引いて引船列を構成し、令和 6 年 12 月 27 日 08 時 00 分中城湾港新港地区を発し、同港泡瀬地区南方沖合の地盤改良工事現場（以下「工事現場」という。）に向かった。

a 受審人は、工事現場で船首を西方に向けて海底にスパッド 2 本を打ち込んだ起重機船に 12 時頃 A 2 を横付けする予定であったことから、時間調整のため、08 時 30 分同現場の東方 1 海里沖合で錨泊し、11 時 00 分別の台船が起重機船への砂の積込みを終えたので抜錨し、操舵スタンド後方に立って操縦に当たり、11 時 36 分工事現場に到着し、北寄りの風が吹く状況下、A 2 の船首を西方に向けて起重機船の左舷側付近でえい航索を離し、A 2 の左舷側に回って頭付けで押し始めたところ、押し切れずに同船が南方に圧流され始めた。

a 受審人は、右舷船尾錨が水面付近につり下げられた A 2 の船尾中央部に回り、同部係船柱に係止された直径約 60 ミリメートル長さ約 14 メートルの係留索を A 1 の船首中央部係船柱に取り、機関を後進にかけて A 2 を引いたものの、えい航できず、緊張した同索の反動で同船の船尾に A 1 の左舷側が引き寄せられた。

a 受審人は、機関を前進にかけて A 2 をえい航することとし、11 時 41 分僅か前金武中城港中城新港西防波堤東灯台から 258 度（真方位、以下同じ。）1.2 海里に当たる、泡瀬地区南方沖合の埋立地突端（以下「基点」という。）から 112 度 280 メートルの地点で、

船首が011度を向いていたとき、前方8メートルのところにA2の右舷船尾錨があり、同錨に向首している状況であったが、同船の圧流を止めるため、係留索を引くことに気をとられ、A2の右舷船尾錨の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに、同船の船尾付近から北方の起重機船に向けて発進した。

a 受審人は、徐々に増速しながらA2の右舷船尾錨に向首して接近を続け、11時41分半僅か前基点から109度280メートルの地点において、A1は、船首が011度を向いたまま、2.4ノットの対地速力となったとき、その左舷中央部がA2の右舷船尾錨に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、A1の左舷中央部外板に破口を生じたが、のち修理され、A2の右舷船尾錨に擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、中城湾港において、北寄りの風が吹く状況下、A2の船尾付近から発進する際、同船の右舷船尾錨の確認が不十分で、同錨に向首して接近を続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、中城湾港において、北寄りの風が吹く状況下、A2の船尾付近から同船をえい航して発進する場合、A2の右舷船尾錨が水面付近につり下げられていたのだから、同錨の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、A2の圧流を止めるため、係留索を引くことに気をとられ、同船の右舷船尾錨の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同錨に向首している状況に気付かずに発進し、徐々に増速しながらA2の右舷船尾錨に向首して接近を続けて衝突を招き、

A 1 及び A 2 にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 1 6 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 管 啓 二